

Ⅱ 市町村教育委員会における対応

1 学校におけるアレルギー対応についての方向性の明示

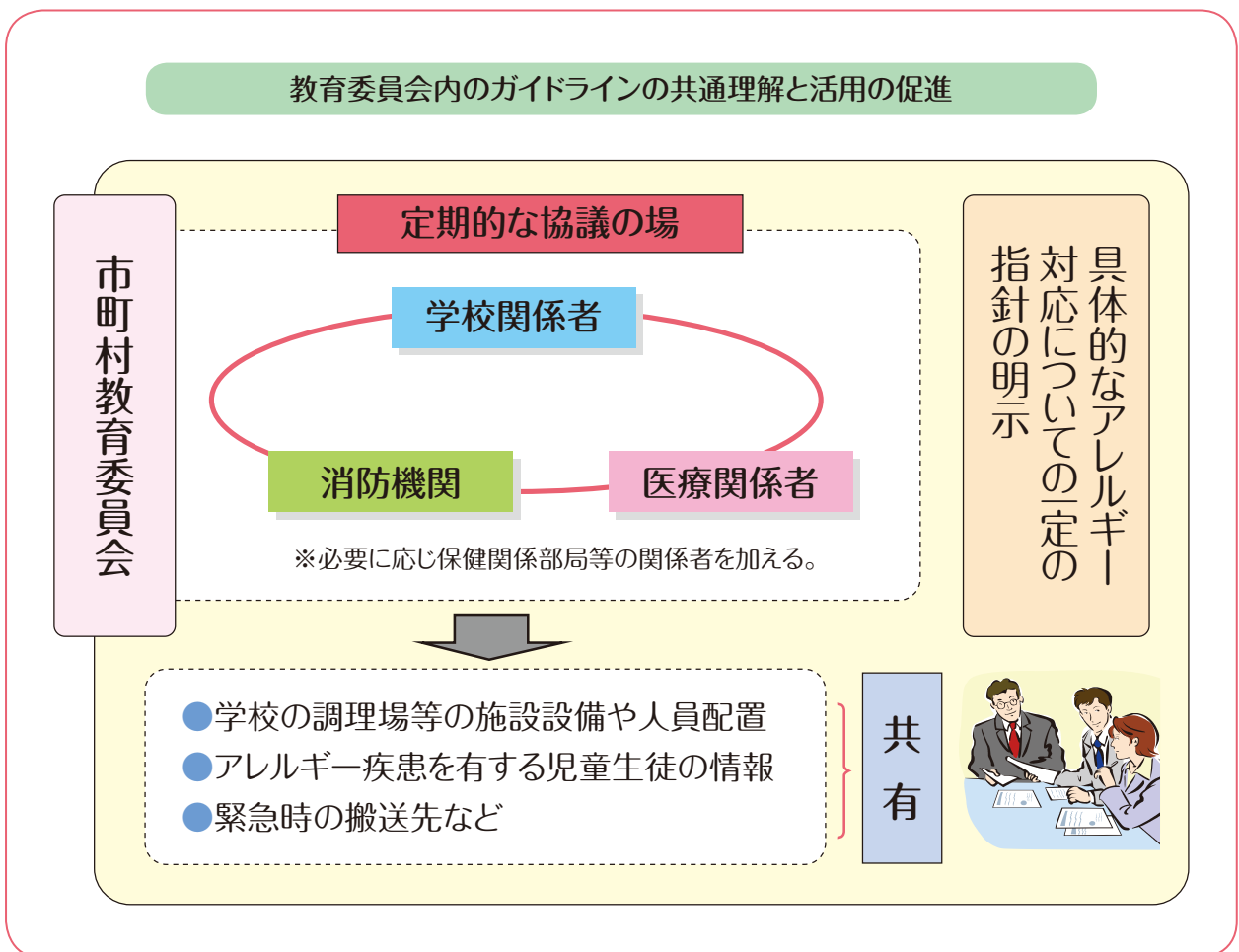
学校の設置者である市町村教育委員会においては、学校におけるアレルギー対応についての方向性を明示し、域内の関係者が共通認識をもって対応に当たることができるようにする必要があります。

(1) 教育委員会におけるガイドラインの共通理解等

教育委員会は、「学校における食物アレルギー対応は、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下「ガイドライン」という。）や管理指導表を活用しながら、関係者が共通認識を持って対応に当たることが重要である」ことについて、教育委員会内の共通理解を図り、活用を促進する必要があります。

(2) 具体的なアレルギー対応についての指針の明示等

教育委員会は、学校関係者、医療関係者、消防機関等の関係者と定期的に協議の場を設け、市町村の学校の調理場等の施設設備や人員配置、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報、緊急時の搬送先などを関係者間で共有しながら、学校給食における対応方法など具体的なアレルギー対応について一定の指針を示す必要があります。



※関係機関との連携体制については、P7を参照

2 アレルギー対応の研修会の充実

アレルギー対応の充実に当たっては研修会の継続的な実施が有効であり、職種に関わらず、全教職員が各自の立場に応じたアレルギー対応について学ぶ機会を提供する必要があります。

域内の全教職員がアレルギー対応について学ぶ機会の提供

機会の提供の例

- ①各学校の代表者(校内研修講師)を集めての研修会の開催
- ②既存の夏季・冬季休業中の教職員研修におけるアレルギー対応講座の開設
- ③管理職研修や危機管理研修等におけるアレルギー対応に関する内容の位置付け
- ④講師派遣など学校単位での校内研修の促進
- ⑤全道規模、管内規模の研修会への参加促進 など



ポイント

- ①医療機関や消防機関との積極的な連携(一定の質の確保・向上)
- ②年間の研修計画への位置付け(継続的な取組)
- ③幅広い職種への参加機会の確保(全教職員)

3 アレルギー対応の充実

アレルギー対応の充実のため、「Ⅲ学校における対応」等に基づき、原因食品を除去した献立の作成や、誤調理・誤配防止など、効果的な給食管理や、施設・設備・人員等の調理場の整備、さらには、栄養教諭の配置拡大の方策等について検討する必要があります。